

第35回 一関地区広域行政組合
一般廃棄物処理施設整備検討委員会

次 第

日時 令和4年11月24日（木）

午前10時～正午

場所 一関市役所3階 特別会議室

1 開 会

2 協 議

(1) マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画について

(2) ごみ処理に関する基本的な考え方について

3 そ の 他

4 閉 会

第3章 基本的事項の整理

第1節 処理対象ごみ

本施設は、構成市町（一関市、平泉町）より排出される一般廃棄物（燃やすごみを除く）を対象としたリサイクル施設である。

1 分別区分

現在のごみの分別区分と収集体制および新施設稼働開始時のごみの分別区分と収集体制を表 3-1-1 及び表 3-1-2 に示す。

表 3-1-1 現在のごみの分別区分と収集体制

分別区分	内容	排出方法	排出場所	計画収集頻度	収集体制	
燃やすごみ	生ごみ、紙、アルミ箔、木くず、ゴム・布・革、在宅医療廃棄物のうち針なし注射器・点滴バック、その他（プラマークが表示されているもので容器の中が洗いにくいもの、汚れの取れないもの）など	指定袋	指定された集積所	週 2 回	委託業者	
燃やせないごみ	小型家庭用品 ____、金属類、陶器・ガラス・刃物類、在宅医療廃棄物のうち空きびん・空缶、 <u>蛍光管など（蛍光管のみ別袋とする。）</u>	指定袋		隔週		
資源ごみ	びん	びん類（ふたを除く）		指定袋		隔週
	缶	缶類（ふたを除く）		指定袋		隔週
	ペットボトル	ペットボトルマークが表示されているもの（キャップとラベルを除く）		指定袋		隔週
	プラスチック製容器包装 _____ _____	ボトル類、カップ類、トレイ類（ <u>食品用トレイ以外</u> ）、ふた類、ポリ袋・パック類・外装フィルム、緩衝材類、ネット類 _____など		指定袋		週 1 回
	発泡スチロール _____	食品トレイは白色以外も可（一関清掃センター管内）		指定袋		隔週
	食品トレイ _____	食品トレイは白色のみ（大東清掃センター管内）		指定袋		隔週
紙類	新聞紙（折り込みチラシも含む）、飲料用紙パック（牛乳・酒・ジュース用）、雑誌（カタログ・パンフレット）、ダンボール	紙ひも		指定された集積所		隔週
	厚紙・ティッシュ箱・包装紙、封筒・はがきなど	紙袋・紙箱				
小型家電	ファクシミリ、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオデッキ、ゲーム機、ノートパソコンなど	—		回収ボックス		月 1 回
粗大ごみ	タイヤ・ホイール（普通乗用車以下）、バイク（50cc 未満）、机、たんす、ソファー（スプリング入りを除く）、テーブル、じゅうたん、畳、ふとん、自転車など	—	—	隔年		

表 3-1-2 新施設稼働開始時のごみの新分別区分と新収集体制

分別区分	内容	排出方法	排出場所	計画収集頻度	収集体制		
燃やすごみ	生ごみ、紙、アルミ箔など、木くず、ゴム・布・革、在宅医療廃棄物のうち針なし注射器・点滴バック、その他（プラマークが表示されているもので容器の中が洗いにくいもの、汚れの取れないもの）など	指定袋	指定された集積所	週 2 回	委託業者		
燃やせないごみ	小型家庭用品（プラスチック使用製品廃棄物以外）、金属類、陶器・ガラス・刃物類、在宅医療廃棄物のうち空きびん・空缶 など	指定袋		隔週			
資源ごみ	びん	びん類（ふたを除く）		指定袋 (コンテナ回収を行う場合を除く)		隔週	
	缶	缶類（ふたを除く）				隔週	
	ペットボトル	ペットボトルマークが表示されているもの（キャップとラベルを除く）				隔週	
	プラスチック製容器包装・プラスチック使用製品廃棄物	ボトル類、カップ類、トレイ類（食品用トレイ含む）、ふた類、ポリ袋・パック類・外装フィルム、緩衝材類、ネット類、発泡スチロール、プラスチック使用製品廃棄物など				週 1 回	
	紙類	新聞紙（折り込みチラシも含む）、飲料用紙パック（牛乳・酒・ジュース用）、雑誌（カタログ・パンフレット）、ダンボール				紙ひも	隔週
		厚紙・ティッシュ箱・包装紙、封筒・はがきなど				紙袋・紙箱	
	小型家電	ファクシミリ、携帯電話、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオデッキ、ゲーム機、ノートパソコンなど				—	回収ボックス
古着	<u>(検討中)</u>	<u>(検討中)</u>		<u>(検討中)</u>		<u>(検討中)</u>	
<u>(仮称) 危険・有害ごみ</u>	<u>(検討中)</u>	<u>(検討中)</u>	<u>(検討中)</u>	<u>(検討中)</u>			
粗大ごみ	タイヤ・ホイール（普通乗用車以下）、バイク（50cc 未満）、机、たんす、ソファ（スプリング入りを除く）、テーブル、じゅうたん、畳、ふとん、自転車など	—	—	—	—		

新分別区分（案）

内容（品目）、排出方法、排出場所、計画収集頻度、収集体制は、構成市町とともに今後検討する。

2 処理対象品目

新施設における処理対象品目は、表 3-1-3 に示すとおりである。

表 3-1-3 新施設処理対象品目

処理対象品目		処理方法
燃やせないごみ		破碎、選別
粗大ごみ（不燃性）		破碎、選別
資源ごみ	びん	選別
	缶	選別、圧縮成型
	ペットボトル	選別、圧縮梱包
	プラスチック製容器包装・ プラスチック使用製品廃棄物	選別、圧縮梱包
	紙類	一時保管（選別）
	小型家電	一時保管（選別）
	古着	一時保管（選別）
(仮称) 危険・有害ごみ	蛍光管、乾電池、 リチウム蓄電池	一時保管（選別）
	スプレー缶等	ガス抜き、破碎、選別

} 検討中

第2節 処理対象ごみ量

1 処理対象ごみ量

処理対象ごみ量の予測結果は表 3-2-1 に示すとおりである。なお、古着と危険・有害ごみについては新たに処理対象物として設定されるため、処理対象量については別途検討を行うものとする。

表 3-2-1 処理対象ごみ量の予測結果

年 度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
粗大ごみ（不燃性） t/年	324	314	309	304	299	295	290	285	280	276
燃やさないごみ t/年	1,046	1,000	985	969	954	939	924	909	893	878
缶 t/年	230	228	224	221	218	214	211	207	204	200
びん t/年	817	801	789	777	764	752	740	728	715	703
ペットボトル t/年	201	199	196	193	190	187	184	181	177	174
プラスチック製容器包装・製品プラスチック t/年	364	354	348	343	338	332	327	322	316	311
紙類 t/年	1,001	987	971	956	941	926	911	896	881	866
廃小型家電 t/年	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7
合 計 t/年	3,991	3,891	3,830	3,771	3,712	3,652	3,594	3,535	3,473	3,415

新施設の稼働開始を令和9年度とした場合、令和9年度の処理対象ごみ量（一関市と平泉町合計）は表 3-2-2 のとおりである。

なお、当該年度よりプラスチック使用製品を新たに分別し、プラスチック製容器包装とまとめて収集することから、粗大ごみ及び燃やせないごみに含まれるプラスチック製品が一部分別されることを想定して処理対象ごみの補正を行う。具体的には、令和4年9月実施、「ごみ調査結果報告書」調査より、粗大ごみ中のプラスチック製品割合 4.3%、燃やせないごみ中のプラスチック製品割合 13.5%のため、これら割合分の粗大ごみ及び燃やせないごみがプラスチック製容器包装・製品プラスチックのごみ量に移行するものとした。

表 3-2-2 処理対象ごみ量

分別区分	ごみ量[t/年]
粗大ごみ（不燃性）	310
燃やせないごみ	905
缶	230
びん	817
ペットボトル	201
プラスチック製容器包装・ プラスチック使用製品	518
紙類	1,001
廃小型家電	8
合 計	3,990

第3節 計画ごみ質

1 計画ごみ質設定方法

(1) 計画ごみ質設定項目

リサイクル施設を構成する設備容量の算定にあたり、計画ごみ質を設定する必要がある。計画ごみ質は、ごみの組成、単位体積重量、最大寸法に関し、下表に掲げる項目について設定する。

ア	ごみの組成	燃やせないごみ
イ	単位体積重量	燃やせないごみ
		粗大ごみ（不燃性）
		びん類
		缶類
		ペットボトル
		プラスチック製容器包装
		プラスチック使用製品廃棄物
		紙類
		古着
		小型家電
ウ	最大寸法	粗大ごみ（不燃性）

(2) 参考とするデータ

計画ごみ質の設定は、下記の資料（参考）に示すデータを引用し設定する。なお、不燃ごみの組成及び単位体積重量は、地域による統一性が認められないため、令和4年度に現地調査を実施したデータを活用するものとする。

令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環法で新たに規定されたプラスチック使用製品廃棄物の単位体積重量は、下記の資料（参考）にデータが示されていないため令和4年度に現地調査を実施したデータを活用するものとする。

参考：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議

2 計画ごみ質

(1) ごみの組成（燃やせないごみ）

項目			計画ごみ質
ご み 組 成	鉄	(%)	22.6
	アルミ		9.2
	可燃物		60.1
	不燃物		8.1

※ごみ組成は、令和4年9月実施、「ごみ調査結果報告書」による。

(2) 単位体積重量

項目		単位体積重量 (t/m ³)
燃やせないごみ ^{※1}		0.11
粗大ごみ	不燃性	0.13
びん類		0.29
缶類		0.060
ペットボトル		0.028
プラスチック製容器包装		0.024
プラスチック使用製品廃棄物 ^{※1}		0.060
紙類	古紙	0.08～0.15
	ダンボール	0.03～0.07
古着（繊維類）		0.1 ～0.15
小型家電 ^{※2}		0.11

※1：燃やせないごみ及びプラスチック使用製品廃棄物の単位体積重量は、令和4年9月実施、「ごみ調査結果報告書」による。

※2：小型家電の単位体積重量は燃やせないごみと同じ値として設定

(3) 最大寸法（粗大ごみ）

最大寸法 (mm)		
幅	高さ	長さ
1,500	1,000	2,000

第4節 施設整備規模

1 施設整備規模の算定

施設整備規模については、計画処理量、施設の稼働体制等を勘案して決定される。施設整備に伴う計画目標年次（令和9年度）の処理対象ごみ量（計画日平均処理量）、計画月最大変動係数、計画稼働率から次式により算出するものとする。

$$\text{施設整備規模} = \text{計画日平均処理量} \times \text{計画月最大変動係数}$$

(1) 計画日平均処理量

リサイクル推進施設の年間稼働日数は平日（月曜から金曜）の運転とし、祝日（令和4年度の収集カレンダーより）及び年末年始で搬入のない日（5/3、5/4、7/18、8/11、9/19、10/10、11/3、12/31、1/1、1/2、1/3、2/23、3/21の13日間）を除いた日数とする。

$$\text{年間稼働日数} = 365 \times (5/7) - 13 \div 248 \text{ 日}$$

リサイクル推進施設の稼働日1日当たりの稼働時間は昼間5時間とすることが他自治体の同様な施設における採用実績が多く、また、ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版においても記述があることから、本施設もこれらに合わせて5時間とする。「第2節 処理対象ごみ量、表3-2-2」から年間稼働日数を248日として計画日平均処理量を表3-4-1に示す。

表3-4-1 計画日平均処理量

分別区分	ごみ量[t/日]
粗大ごみ（不燃性）	1.3
燃やせないごみ	3.7
缶	1.0
びん	3.3
ペットボトル	0.9
プラスチック製容器包装・ プラスチック使用製品	2.1
紙類	4.1
合計	16.4

注：小型家電は年間の搬入量が少なく、破砕処理を行わないことから、貯留スペースを設ける計画とし計画日平均処理量には含めないものとする

(2) 計画月変動係数

リサイクル施設においては季節毎に処理対象ごみの搬入量変動することがあり、例えば夏季においては缶・ペットボトルなど飲料の搬入量が多く、粗大ごみなどは年度の切り替わり時期に搬入量が多い傾向にある。これら季節毎の搬入量に対応すべく計画月変動係数を決定することとする。令和元年度から令和3年度までの一関清掃センター及び大東清掃センターの搬入量の実績及びこれら搬入物毎の月変動係数は表 3-4-2 のとおりである。

処理対象別各年度の月最大変動係数をまとめると表 3-4-3 のとおりである。

表 3-4-3 月最大変動係数

処理対象物	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均値
粗大ごみ(不燃性)	1.61	1.61	1.49	1.57
燃やせないごみ	1.18	1.43	1.51	1.37
缶	1.21	1.24	1.22	1.22
びん	1.13	1.20	1.17	1.17
ペットボトル	1.44	1.45	1.45	1.44
プラ容器・プラ製品	1.07	1.10	1.08	1.08
紙類合計	1.16	1.28	1.39	1.28

年度毎の月最大変動係数を求めた結果、粗大ごみ（不燃性）が 1.57、燃やせないごみが 1.37、缶 1.22、びん 1.17、ペットボトル 1.44、プラ容器・プラ製品 1.08、紙類合計 1.28 となる。本計画においては、ここで求めた月最大変動係数を計画月変動係数として使用する。

これらの設定条件に従って施設整備規模を算出すると表 3-4-4 に示すとおりとなる。

表 3-4-4 施設整備規模

処理対象物	施設整備規模 [t/日]
粗大ごみ（不燃粗大ごみ）	2.0
燃やせないごみ	5.1
缶	1.2
びん	3.9
ペットボトル	1.3
プラスチック製容器包装・製品プラスチック	2.3
紙類	5.2
合 計	21.0

第5節 処理対象品目の資源化条件

処理対象品目の資源化は、鉄製品、アルミ製品、自転車、モーター類など破碎処理を行わなくても資源化が可能な品目は、前処理にて有価物の抽出処理を行い資源物の純度を高めることとする。また、破碎処理後の破碎物については、選別設備により鉄とアルミの選別を行い有価物の回収を行うこととする。なお、選別設備は有価物を純度の高い状態で回収できる設備とする。設備の計画については、「ごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日 生衛発第1572号）」及び「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議」に基づき、以下のように計画する。

1 選別物の純度及び回収率等

(1) 不燃ごみ・粗大ごみ（不燃性）処理系列

不燃・粗大ごみ処理系列における選別回収物中の鉄、アルミニウム及び可燃物の純度及び回収率（目標値）は、表3-5-1のとおりとする。

表 3-5-1 不燃・粗大ごみ処理系列回収物の純度及び回収率

回収物	純度	回収率（目標値）
鉄	95%以上	90%以上
アルミニウム	85%以上	85%以上
可燃物	80%以上	60%以上

(2) びん処理系列

びんについては、無色びん、茶色びん、その他色びんの3種を選別回収するものとする。選別したびんは、指定法人経由にて再商品化することを基本とし、回収物の品質は、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協会」という。）の引き取り品質ガイドライン（表3-5-2）に適合することを基準とする。

表 3-5-2 びんの引き取り品質ガイドライン（ガラスびんの品質）

異物の区分	異物の混入許容値許容値 ※ガラスびん 1t 中の混入 g 数	許容範囲の目安
①びんのキャップ	アルミニウム 30g スチール 50g その他の金属 50g プラスチック 500g	28mm 口径のアルミキャップで 20 個程度 50mm 口径のスチールキャップで 10 個程度 28mm 口径のプラキャップで 130 個程度
②陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さめ破片 1 個程度
③石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml 酒類びん 1 本程度
⑤色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml 酒類びん 2 本程度
⑥ガラスびんの中身残り・汚れ	0g	さっと水洗いした状態が好ましい

⑦ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0g	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
⑧プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0g	他素材は混ぜない

(3) 缶処理系列

缶類については、独自ルートにてリサイクルすることを基本とし、缶処理系列により選別されたスチール缶の純度及び回収率（目標値）は、表 3-5-3 のとおりとする。

表 3-5-3 缶処理系列回収物の純度及び回収率

回収物	純度	回収率（目標値）
スチール缶	95%以上	90%以上
アルミ缶	85%以上	85%以上

(4) ペットボトル処理系列

ペットボトルについては、指定法人経由で再商品化することを基本とし、回収物の品質は、容リ協会の引き取り品質ガイドライン（表 3-5-4）に適合することを基準とする。

表 3-5-4 ペットボトル引き取り品質ガイドライン（ベールの品質）

項目		規格	
状態 ベール	①	外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	②	ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③	ベールの解体性	解体が容易であること
再商品化に影響 を与えるペット ボトル類	④	キャップ付ペットボトル	10%以下
	⑤	容易に分離可能なラベル付きペットボトル	10%以下
	⑥	中身が残っているペットボトル	1%以下
	⑦	テープや塗料が付着したペットボトル	なし
	⑧	異物の入ったペットボトル	なし
夾雑異物	⑨	塩ビボトル	0.5%以下
	⑩	ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪	材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫	アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬	ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭	紙製容器類	なし
	⑮	その他夾雑物	なし

なお、梱包物（ボール）に求められる性状は、以下のとおりであり、ボールの寸法、重量、結束材は表 3-5-5 のとおりである。また、ボール品の参考写真を図 3-5-1～2 に示す。

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること。

表 3-5-5 ボールの寸法、重量、結束材（推奨）

	寸法 (mm)	重量 (kg)	結束材
①	600×400×300	15～20	PP 又は PET バンド
②	600×400×600	30～40	同上
③	1000×1000×1000	180～230	同上



図 3-5-1 ボールの姿図（ペットボトルボール品、PP バンド結束中）



図 3-5-2 ペットボトルボール品（保管状況）

(5) プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物

プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物を併せて収集して資源化するものとする。併せて収集したプラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物は、混載バール化して指定法人経由で再商品化することを基本とし、回収物の品質は、環境省 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きに適合することを基準とする。なお、プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物を分別してそれぞれバール化して指定法人経由で再商品化する場合は、容器包装プラスチックとプラスチック使用製品廃棄物それぞれに定められた容リ協会の引き取り品質ガイドラインに適合することを基準とする。以下にプラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物を分別収集して個別に資源化する場合に定められた容リ協会の引き取り品質ガイドライン（表 3-5-6 及び表 3-5-8）を参考として記載する。

表 3-5-6 プラスチック製容器包装引き取り品質ガイドライン（バールの品質基準）

項目	基準	備考
分別基準適合物であるプラスチック製容器包装	90%以上（重量比）	—
【異物等】		
① 汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ
② 指定収集袋及び市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
③ 容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	—
④ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑤ 容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装
⑥ 事業系のプラスチック製容器包装	混入していないこと	業務用容器等
⑦ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑧ 禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物 危険品

なお、プラスチック製容器包装の梱包物（バール）に求められる性状は、以下のとおりであり、バールの寸法、重量、結束材は表 3-5-7 のとおりである。

- ・安全性 : 運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
 - ・衛生性 : バールから臭気の発生がないこと。
- 腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。

- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること。
- ・収集袋の破袋：分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていること。

表 3-5-7 ベールの寸法、重量、結束材（推奨）

	寸法 (mm)	重量 (kg)	結束材
①	600×400×300	18～20	PP 又は PET バンド
②	600×400×600	36～50	同上
③	1000×1000×1000	250～350	同上

表 3-5-8 プラスチック使用製品廃棄物引き取り品質ガイドライン（ベールの品質基準）

項目	基準	備考
「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（令和 4 年環境省令第 1 号の「分別収集物の基準」に適合するもの	90%以上（重量比）	「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」の範囲内のもの
【含めてはいけないもの】		
(1)次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと ①プラスチック容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの） ②プラスチック使用製品廃棄物（①を除く。）のうち、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの	付着または混入しないこと	—
(2)汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物	混入していないこと	食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたものは含めることができません。
(3)他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの		

<p>①ポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったもの</p>	<p>混入していないこと</p>	<p>主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料 ・しょうゆ ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品2であって、同告示第2号の規定3に適合するものを充填するための容器は含めることができません。
<p>②使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの</p>	<p>混入していないこと</p>	<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等は含めることができません。</p>
		<p>一辺の長さが50cmを超えるものは含めることができません。ただし、長さが50cmを超えるPPバンド、ロープ等は、50cm未満になるように切断し、リサイクル設備に絡まらないように束ねられている状態であれば含めることが可能です。雨合羽、レジャーシートは、広げると50cmを超えるものであっても、50cm未満になるように切断した状態になっていれば含めることが可能です。なお、市区町村が容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡す際に50cm未満になっていれば、住民からの収集の段階で50cm以上のものであっても含めることは可能です。</p>
<p>(4) 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの</p>		
<p>①分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの</p> <p>ア) リチウムイオン蓄電池を使用する機器</p> <p>イ) 分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの</p>	<p>混入していないこと</p>	<p>以下のものは含めることができません。</p> <p>ア) 加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等</p> <p>イ)ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等</p>
<p>②人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの</p>	<p>混入していないこと</p>	<p>点滴用器具（輸液パック部分は除く）注射針、注射器等は含めることができません。</p>

<p>③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの ア) 刃物等 イ) リサイクル設備に影響を与えるもの</p>	<p>混入していないこと</p>	<p>以下のものは含めることができません。 ア) カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、ガラスの破片等、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの イ) まな板、擬木等の厚みのあるもの（厚さ5 cm程度以上が目安）、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。繊維や合成ゴム等の複数の素材が使用されているもの（例：靴、長靴、スニーカー、スリッパ、靴、ハンドバッグ、ポーチ）</p>
<p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物の廃プラスチック類（プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物）</p>	<p>混入していないこと</p>	<p>ただし、当該廃棄物を含む引渡し申込を行っている場合は異物としない。</p>

なお、プラスチック使用製品廃棄物の梱包物（バール）に求められる性状は、以下のとおりであり、バールの寸法、重量、結束材は表3-5-9のとおりである。

- ・安全性 : 運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
- ・衛生性 : バールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性 : 再生処理施設での解体が容易であること。
- ・収集袋の破袋 : 分別収集に利用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋（指定収集袋、市販のごみ袋）が除かれていること。

表 3-5-9 バールの寸法、重量、結束材（推奨）

	寸法 (mm)	重量 (kg)	結束材
①	600×400×300	18～25	PP、PET バンド又はフィルム併用
②	600×400×600	36～50	同上
③	1000×1000×1000	250～350	同上

(6) 紙類処理系列及び古着処理系列

紙類と古着については、独自ルートにてリサイクルすることを基本とする。

第6節 破碎残渣の処理条件

破碎残渣のうち、粒度が大きいものは、粒度選別機により可燃物として選別される。選別された可燃物はダンプトラック又はコンベヤによる搬送を行い、エネルギー回収型廃棄物処理施設のごみピットに投入されたのち、燃やすごみと攪拌・混合を行い焼却処理する。一方、破碎残渣のうち、粒度が小さいものは、粒度選別機により不燃物として選別される。選別された不燃物はダンプトラックにより最終処分場へ搬送され埋立処分を行う。可燃物については焼却炉へのごみ投入に支障ない寸法に破碎をおこない、不燃物については埋立物の減容に貢献することを目的とした破碎寸法以下に破碎することとする。

「ごみ処理施設性能指針（平成20年3月31日 環廃対第080331003号）」では、ごみ破碎選別施設の性能に関する事項として、破碎物の性状は、施設に投入するごみ量の85%以上を、計画する破碎物の大きさ以下に破碎できると定められている。また、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版 公益社団法人全国都市清掃会議」では、破碎物の一般的な破碎寸法がしめされており、低速回転破碎機では400mm以下（重量割合で85%以上）、高速回転破碎機では150mm以下（重量割合で85%以上）とされている。本施設ではこれに基づき、破碎残渣の破碎寸法は、破碎されたごみ重量の85%以上が150mm以下となるように計画する。

第7節 建設候補地

建設予定地は、図3-7-1のとおり、国道284号に隣接する場所である。

周辺は、田・畑、河川や沼に囲まれた土地（林地）である。

建設予定地の都市計画事項は、以下のとおりである。

(1) 位置及び面積

所在地 一関市弥栄字一ノ沢ほか

面積 約30,000 m²

(2) 都市計画事項

- ① 都市計画区域 指定なし
- ② 用途地域 指定なし
- ③ 防火地域 指定なし
- ④ 高度地区 指定なし
- ⑤ 建ぺい率 指定なし
- ⑥ 容積率 指定なし

(3) 敷地周辺のインフラ状況

- ① 電力 高圧（6.6kV）1回線受電
- ② 用水 プラント用水：井水又は上水、生活用水：上水
- ③ ガス LPG
- ④ 排水 プラント排水：処理後、場内利用する。
生活排水：合併処理浄化槽で処理後、河川放流する。
雨水排水：雨水調整池を設け、河川放流する。

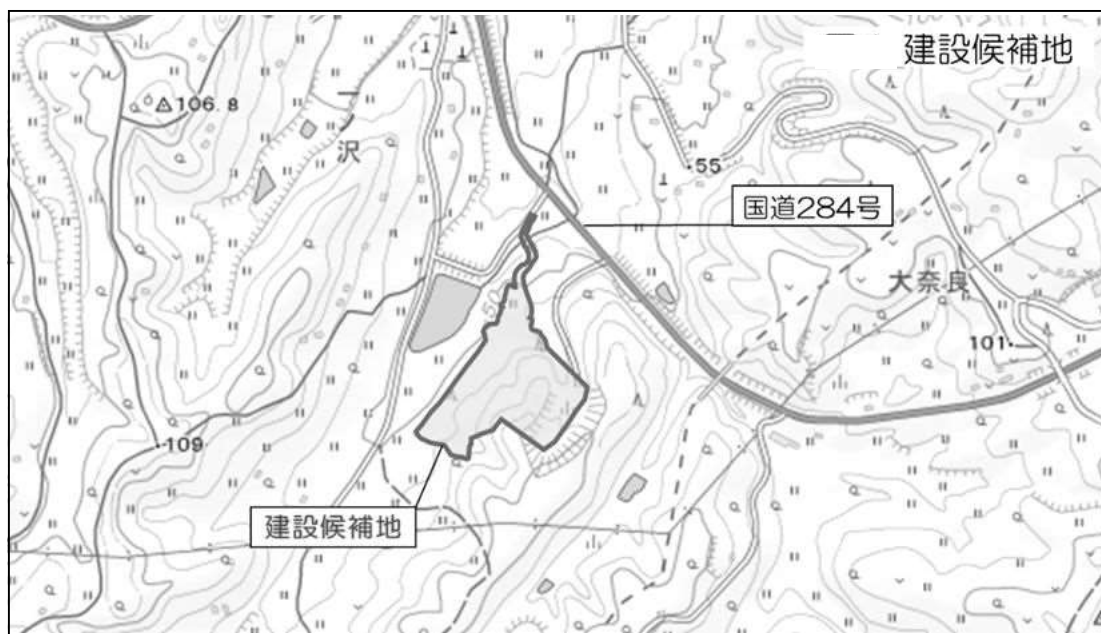


図3-7-1 建設予定地

第8節 公害防止基準

リサイクル施設における公害防止基準は、法規制値等の遵守を基本とし、周辺環境等を踏まえ、技術的にかつ合理的に可能な範囲で公害防止基準の上乗せを検討する。

(1) 騒音

騒音は、騒音規制法に基づき規制されている。

建設候補地は、規制対象地域になっていない。

騒音規制法の規制基準は、表3-8-1のとおりである。

自主基準は、環境影響評価の予測結果を踏まえ、対応を検討する。

表 3-8-1 騒音規制法の規定による規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝(午前6時から午前8時まで)、 夕(午後6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌 日の午前6時まで)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

備考 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域

(2) 振動

振動は、振動規制法に基づき規制されている。

建設候補地は、規制対象地域になっていない。

振動規制法の規制基準は、表3-8-2のとおりである。

自主基準は、環境影響評価の予測結果を踏まえ、対応を検討する。

表 3-8-2 振動規制法の規定による規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前7時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から午前7時まで)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(3) 悪臭

悪臭は、悪臭防止法に基づき規制されている。

一関市及び平泉町は、悪臭規制地域を有していない。悪臭防止法の規制基準は、表3-8-3のとおりである。

自主基準は、環境影響評価の予測結果を踏まえ、対応を検討する。

表 3-8-3 敷地境界線上における悪臭物質の規制基準

悪臭物質名		規制基準 (ppm)	
		規制地域のうち 工場地域及び工場専用地域	規制地域のうち工場地域及 び工場専用地域以外の地域
1	アンモニア	2ppm	1ppm
2	メチルメルカプタン	0.004ppm	0.002ppm
3	硫化水素	0.06ppm	0.02ppm
4	硫化メチル	0.05ppm	0.01ppm
5	二硫化メチル	0.03ppm	0.009ppm
6	トリメチルアミン	0.02ppm	0.005ppm
7	アセトアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm	0.009ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.07ppm	0.02ppm
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.02ppm	0.009ppm
12	イソバレルアルデヒド	0.006ppm	0.003ppm
13	イソブタノール	4ppm	0.9ppm
14	酢酸エチル	7ppm	3ppm
15	メチルイソブチルケトン	3ppm	1ppm
16	トルエン	30ppm	10ppm
17	スチレン	0.8ppm	0.4ppm
18	キシレン	2ppm	1ppm
19	プロピオン酸	0.07ppm	0.03ppm
20	ノルマル酪酸	0.002ppm	0.001ppm
21	ノルマル吉草酸	0.002ppm	0.0009ppm
22	イソ吉草酸	0.004ppm	0.001ppm
臭気強度		3	2.5

備考 「悪臭防止法施行規則別表第一」（昭和47年5月30日 総理府令第39号）

「悪臭防止法の規定による工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域及び規制地域における悪臭物質の排出に係る規制基準」（平成7年3月31日 岩手県告示第350号）

(4) 排水

発生する排水としては、ごみピット排水、プラットホーム床洗浄水などのごみの処理に伴って発生するプラント排水、生活系排水、雨水排水がある。

計画施設から発生するプラント排水は、エネルギー回収型廃棄物処理施設と同一敷地内で施設整備するため、エネルギー回収型廃棄物処理施設の排水処理設備で処理し、循環再利用とし、放流しない計画とする。

生活排水については、浄化槽で処理後、河川に放流とする。

生活排水放流の基準値は表3-8-4に示す法規制値を遵守するものとする。

雨水排水は、河川に放流する。

表 3-8-4 生活排水に係る基準値

項目		処理対象人員	基準値
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	50人以下	20以下
BOD除去率	(%)		90以上

ごみ処理に関する基本的な考え方について

1 廃棄物処理料のごみ袋への転嫁（ごみ袋の有料化）

施設整備検討委員会では、ごみの減量化を図る方策を協議するものとして、5項目（※）について検討を行うこととしている。

本件では、5項目のうち、「廃棄物処理料のごみ袋への転嫁（ごみ袋の有料化）」について検討を行うもの。

※ 5項目は以下のとおり

- ・ 古着の収集
- ・ 廃棄物処理料のごみ袋への転嫁（ごみ袋の有料化）
- ・ コンテナ回収
- ・ 集団回収への誘導
- ・ 資源物の民間収集（店頭回収）

なお、「廃棄物処理料のごみ袋への転嫁（ごみ袋の有料化）」については、ごみ袋への転嫁以外の方策も考えられることから、以後は「ごみ処理の有料化」と改める。

2 検討する背景

組合が策定している計画において、ごみ処理の有料化について検討することとしている。

(1) 一般廃棄物処理基本計画（上位計画）

第1章 ごみ処理基本計画

1-6 住民・事業者・行政の取組

取組31 有料化の検討

ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、住民の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、今後、国のガイドラインにより検討します。

(2) 地域循環型社会形成推進地域計画

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ス 有料化

住民や事業者が廃棄物処理施設に持ち込んだごみの処理については、ごみ処理手数料を徴しているが、ごみ集積所から収集するごみの有料化はしていない。ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、住民の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、今後、国のガイドライン並びに県内の動向を踏まえ検討していく。

3 進め方（案）

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」（令和4年3月改訂）を基本とする。

→ **別紙**参照

【事務の進め方（案）】

- ・ 基礎的検討及び制度設計に係る協議は、構成市町、組合を構成員とした会議を想定。
 - ・ 導入決定については、施設整備検討委員会に諮ることとしたい。
- なお、必要に応じて関係部署及び機関への諮問を行うことが想定される。

具体的な会議の持ち方や事務の進め方については改めて報告する。

4 方針の決定及び実施時期（案）

ごみ処理の有料化の実施は、**新処理施設及び新リサイクル施設の稼働時期に合わせ、分別や収集の変更と一体的に行うことが望ましい**と考える。

なお、今後の協議の中で、新施設の稼働前に前倒しで実施することが可能な場合には、実施時期を早めることとする。

また、方針の決定については、採用するごみ処理の有料化の方式により、決定時期が異なる。
具体的なスケジュールについては、進め方と併せて報告する。

(1) 施設での手数料徴収など運営に関連する場合

手数料徴収を運営委託に含める場合は、仕様の決定（要求水準書作成）までに方針や料金体系を固める必要がある。

(2) (1)に関連しない場合

新施設稼働時期に合わせる場合は、決定後の周知期間を考慮したスケジュールとする必要がある。

1-4. 有料化の検討及び導入プロセス

有料化の検討及び導入における手順フローと本手引きとの対応関係を図表1-4-1に示す。

(1) 有料化導入の基礎的検討（2章）※

一般廃棄物処理の有料化は、**基本方針**を踏まえ、各市町村が策定する一般廃棄物処理計画に位置づけて行う。有料化と一般廃棄物処理の全体的な施策・事業との関係や、有料化によってどのような課題に対応し、どのような効果を目指そうとするのかを明らかにして検討を進めることが有効である。

(2) 有料化の仕組みづくり（3章）

一般廃棄物処理に係る現状や課題、目指すべき一般廃棄物処理のあり方を踏まえ、手数料の料金体系、手数料の料金水準、手数料の用途などを検討し、制度の仕組みを定める。

また、有料化の目的及び一般廃棄物行政・事業の目的及び目標を実現するために、一般廃棄物処理の有料化と併せて、その他の廃棄物関連施策も検討し、施策内容を定める。

(3) 有料化の円滑な導入及び実施（4章）

一般廃棄物処理の有料化を円滑に導入及び実施するために、有料化の検討段階における有料化に関する説明会の開催や、市の広報誌などを活用した情報提供など、住民や事業者への説明を十分に行う。

(4) 有料化の制度評価と見直し（5章）

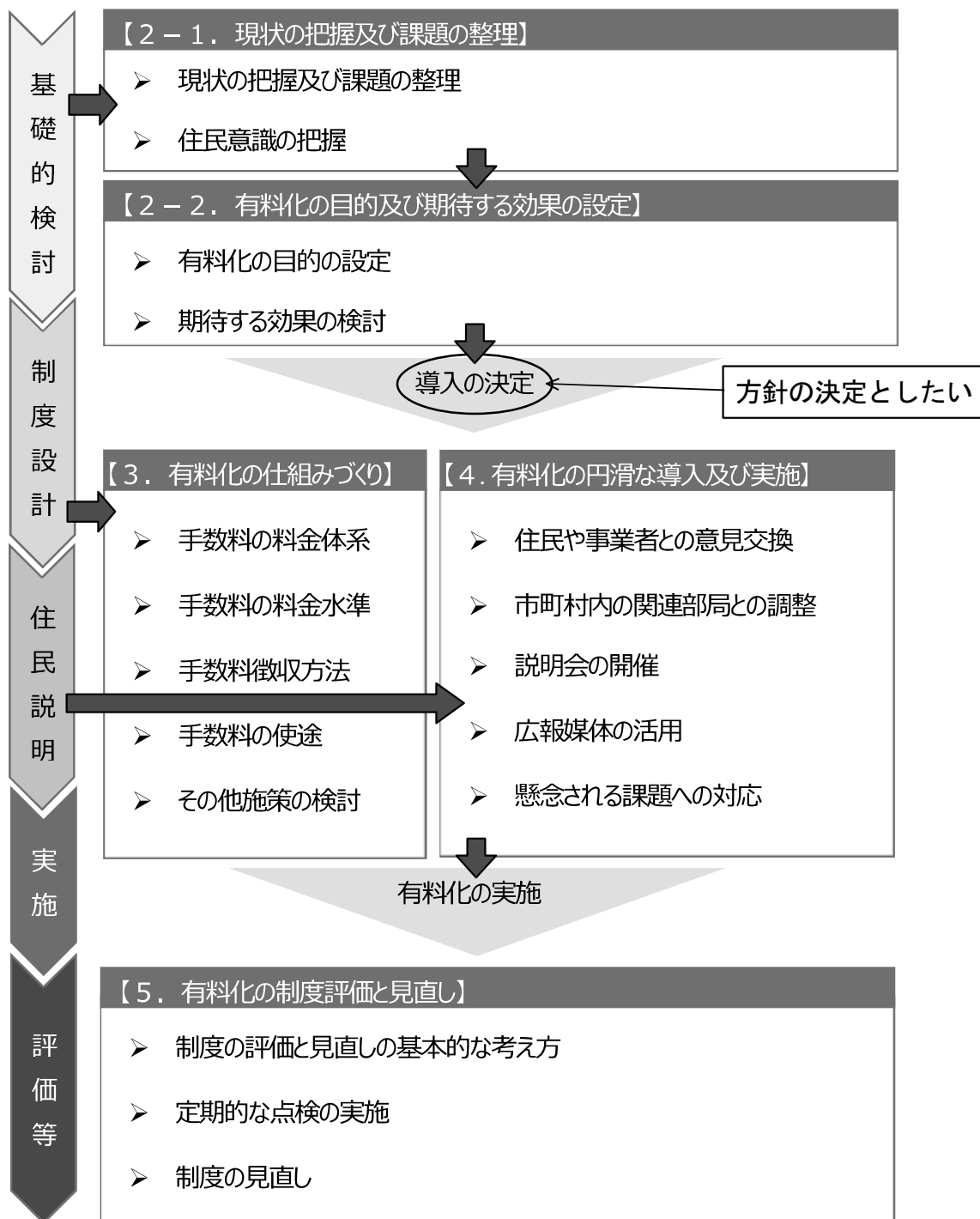
一般廃棄物処理の有料化を導入した後、その目的を達成するために、制度の運用及びその効果について定期的な点検を行う。さらに、定期的な点検を積み重ね、一般廃棄物処理計画の見直しと併せて、制度の評価、見直しを概ね5年に一度の頻度で行う。

※基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」をいう。

この基本方針が、平成28年1月21日に改正され、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されている。

図表 1 - 4 - 1 有料化の検討及び導入における手順



2. 有料化導入の基礎的検討

2-1. 現状の把握及び課題の整理

有料化の導入について検討を行う際には、一般廃棄物処理に係る現状把握及び課題の整理を行い、課題解決を含めた一般廃棄物行政の目標を踏まえた上で、こうした有料化の目的のもとで期待する効果を明確にすることが適切である。なお、有料化の導入後には、実施状況やその効果についての点検を毎年度行うことが望ましい（5章参照）。

(1) 現状の把握

一般廃棄物処理の現状については、一般廃棄物排出量や資源化、リサイクルの状況、財政の負担状況、一般廃棄物に関する住民満足度・住民意見等を把握し現状を整理する必要がある。実際の検討にあたっては、次のような項目について検討を行うことが考えられる。

現状把握に関する項目（例）	
①一般廃棄物排出量	一般廃棄物の排出量（総量、又は人口1人当たり）
	最終処分量（総量、又は人口1人当たり）
②資源化・リサイクルの状況	直接資源化量
	総資源化量
	リサイクル率
③一般廃棄物処理に係る財政負担状況	年間処理経費（総コスト、単位当たりコスト）
	既に有料化されている一般廃棄物に係る受益者負担の状況、有料化を検討する場合の受益者負担の見込み
④住民意識	一般廃棄物処理に関する住民満足度
	排出抑制や適正な分別排出についての意識

(2) 課題の整理

現状から一般廃棄物処理事業に係る課題を整理した上で、有料化が課題の解決に有用であるかを検討する必要がある。

具体的には、一般廃棄物排出量の増加の他、焼却施設の老朽化に伴う今後施設のあり方の検討や最終処分場等の逼迫への対応、広域的に一般廃棄物処理を行う一部事務組合等への負担金の増加などの財政負担の増加等の課題に対して、有料化及び有料以外の施策を含めた総合的な課題解決の方針を検討することとなる。

2-2. 有料化の目的及び期待する効果

本手引きにおいては、一般廃棄物処理の有料化の主な目的は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などとし、市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づける。

(1) 排出抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

廃棄物の排出量の大小は、焼却施設や最終処分場など処理施設の規模や整備時期に大きな影響を与えるものであり、排出量を抑制することができれば、整備が必要となる施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場の延命化を図ることも可能となる。また、焼却処分量の削減は、温室効果ガスの排出抑制にも寄与する。

なお、可燃ごみや不燃ごみと比較して、資源ごみの手数料を低額水準または無料とし、手数料の料金水準に差を設けることで、分別の促進及び資源回収量の増加が期待される。

(2) 公平性の確保

税金のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない。また、住民登録地と実際の居住地が異なる等の理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。

また、小規模事業者や少量排出の事業者の場合には、家庭系廃棄物と同様に収集し、処理費用を徴収していない自治体もあるが、一般家庭から手数料を徴収する際には、公平性の観点から同時にこれらの事業者からも手数料を徴収する必要がある。

(3) 住民や事業者の意識改革

一般廃棄物の排出に手数料を設定していない場合には、廃棄物の排出と費用負担の時期、及び排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的インセンティブ（動機付け）が弱い。

有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民や事業者に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民や事業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革につながることを期待される。その結果、最終的には、住民にとっては、簡易包装製品や詰替製品など廃棄物の発生が少ない商品の選択や不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進、事業者にとっては、分別の徹底、再利用の促進などによる発生抑制効果が期待される。

(4) その他の効果

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。また、プラスチック資源等の分別によるリサイクルの促進やバイオマスプラスチックを使用した指定ごみ袋の利用により、プラスチックの焼却に由来する二酸化炭素排出量が低減され、脱炭素社会の実現につながることを期待される。さらに、手数料収入を分別収集及びリサイクルの実施に係る費用や集団回収への助成などの廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できる。

さらに、有料化を契機に戸別収集の開始、多言語での一般廃棄物分別パンフレットの作成や、利便性の高い指定袋への見直し（取手付き袋への移行、視覚障がい者への対応）、高齢者へのごみ出し支援などの住民サービスの充実、廃棄物処理施設の維持・更新などの必要な施策に対する財源の確保等、持続可能な一般廃棄物処理に向けた検討を進めることのきっかけとなることを期待される。

3. 有料化の仕組みづくり

3-1. 手数料の料金体系

手数料の料金体系の設定は、「排出量単純比例型（一般廃棄物の排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式）」が最も簡便で住民に分かりやすい方式であり、この方式を中心に、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は排出量が多量である者に対する負担増等の工夫をすることが考えられる。

<家庭系一般廃棄物の場合>

手数料の料金体系にはいくつかの方法が考えられ、図表3-1-1に示すように分類される。各々の手数料の料金体系の特徴や各市町村における普及動向を踏まえると、手数料の料金体系の設定は、最も単純で分かりやすい「排出量単純比例型」を中心として検討することが考えられる。

「排出量単純比例型」は、廃棄物の排出量に応じて手数料を支払う方式（均一従量制）であり、例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用のごみ袋の枚数の積（＝手数料単価×袋枚数）で計算される。手数料の料金水準が低い場合には排出抑制につながりにくい可能性が懸念されるものの、制度がわかりやすいとともに、制度の運用に要する費用が比較的低い、という利点を有する。

この他、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は多量に排出する者に対する負担の重課化等の工夫をすることが可能である。

<事業系一般廃棄物の場合>

事業系一般廃棄物の場合、自治体では回収をしておらず、持ち込み一般廃棄物に対して持ち込み手数料を決めている場合が最も多い。その場合、基本的に持ち込み手数料は排出量単純比例型で、重量に応じて課金されることになる。

事業系一般廃棄物も自治体で回収している場合には、家庭系一般廃棄物の場合と同様に、料金体系を工夫することも可能である。

図表 3-1-1 手数料の料金体系

	料金体系図 ※1	料金体系の仕組み	利点	欠点
現在の組合の状況 (※1)	<p>① 排出量単純比例型</p>	<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料単価と使用のごみ袋の枚数の積となる。(均一従量制)</p>	<p>制度が単純でわかりやすい。 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</p>	<p>料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。</p>
	<p>② 排出量多段階比例型</p>	<p>排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)</p>	<p>排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</p>	<p>排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>
現在の組合の状況 (※2)	<p>③ 一定量無料型</p>	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>	<p>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>	<p>費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>

※1 事業系ごみと家庭系ごみの一部
事業系154円/10kg、家庭系粗大ごみ 154円/10kg

※2 家庭系ごみの持ち込み分
50kgまで無料、50kg超から102円/10kg

料金体系図 ※1		料金体系の仕組み	利点	欠点
④負担補助組合せ型		<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式（例えば、ごみの排出に必要なとるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式）。</p>	<p>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。排出抑制の量に応じて排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。</p>	<p>排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>
⑤定額制従量制併用型		<p>一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。</p>	<p>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。一定の排出量までを定額制にすることで、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。</p>	<p>費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）や一定額の手数料の徴収のための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>

※ 1 : (出所) 落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国 533 都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株) ライフデザイン研究所、pp.13-15